



病院で働こう

オープンホスピタル（8月1日）



▲医師や看護師、薬剤師などの仕事の内容や魅力について、市民病院に勤める専門職員が話しました。

上野総合市民病院で市民公開講座オープンホスピタルを開きました。この催しは、中学生・高校生・大学生・専門学校生などを対象として、将来病院で働こうと考えている人に医療の現場を体験してもらうことを目的に開催しています。

この日は約80人が参加し、病院のさまざまな仕事について理解を深めました。



▲この日は病院内で、実際の医療機器を使用した業務体験を行いました。

地域のあつい夏まつり

2015 しまがはら夏まつり（8月1日）

島ヶ原温泉やぶっちゃで、「輝け未来へ やぶっちゃで」をテーマに開催されました。

ステージではフラダンスやコーラス、和太鼓などのグループが登場し、会場には地元の団体による飲食物やゲームなどの出店が立ち並びました。

日が暮れると、「みんなで踊ろう盆踊り」と題して、多くの来場者が江州音頭などを楽しみました。祭りの最後には花火の打ち上げがあり、色とりどりの花火が夏の夜空を彩りました。



▲島ヶ原中学校の生徒の有志18人が勇壮な南中ソーランを踊りました。

◀島ヶ原保育所の園児と保護者、島ヶ原音頭保存会による島ヶ原小唄が披露されました。

◆ 飼う前も、飼ってからも考えましょう

9月20日～26日は動物愛護週間です

【問い合わせ】市民生活課
☎ 22-9638 FAX 22-9641

動物愛護週間は、動物を愛する気持ちと動物の正しい飼い方について、皆さんに関心を持ってもらうための週間です。

最後まで責任を持って飼うことは飼い主の義務です。病気になっても、年をとっても家族の一員として最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。また、あなたのペットが周りの人に迷惑をかけていないか気を配り、飼い主としてのマナーを守りましょう。

不幸なペットを増やさないために、飼う前に命を預かる責任について考えましょう。

◆動物の習性を理解し、最後まで責任を持って飼いましょう

犬や猫は10年以上生きる動物です。最後まで責任を持って飼えるか、飼う前に家族みんなで考えましょう。

◆近隣に迷惑をかけないようにしましょう

『三重県動物の愛護及び管理に関する条例』で、犬の放し飼いは禁止されています。また、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

◆むやみに繁殖させないようにしましょう

捨て犬・捨て猫を増やすことのないように、繁殖を希望しない場合は不妊・去勢手術を受けさせましょう。

◆飼い主を明らかにしましょう

迷子や盗難を防ぐため、鑑札・マイクロチップなどの標識をつけましょう。





お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

自分の身は自分で守る

まなびあおやま子ども体験教室（8月7日）



▲「防災ダック」で、「台風のとときには情報を聞こう」のポーズをとる子どもたち。

この講座は、休日の子どもの居場所づくりと体験活動を目的に青山公民館が開催しており、今回は災害時の対応や身の守り方を学びました。

講座では、青山公民館の職員による防災に関する紙芝居の読み聞かせのあと、南消防署の職員の指導で子ども向けの防災教育用カードゲーム「防災ダック」を行いました。そのほか、非常用の乾パンを試食するなどして子どもたちは楽しみながらも真剣に学びました。



▲職員への質問に元氣よく手を挙げる様子。

本紙 12・13 ページの「マイナンバー制度が始まります」について、わかりやすく解説します。



こども広場 「マイナンバー制度」

一人ひとりにマイナンバーが通知されます

マイナンバーとは、住民票を持つすべての人、一人ひとりに割り当てられる12桁の番号のことです。この番号は一生使うもので、基本的に変わることはありません。10月からマイナンバーが書かれた「通知カード」がみなさんのもとに届きます。

マイナンバー制度の3つの良いところ

- ① その人の収入や、福祉などのサービスを受けているかという情報などが得やすくなるので、本当に困っている人にきめ細かな支援ができる。
- ② 年金や福祉などの手続きをするとき、用意しなければならぬ書類が減る。
- ③ 複数の業務間で情報のやりとりができるので、市役所などの業務でこれまでかかっていた時間や労力が減る。

社会保障、税、災害対策の分野で利用されます

マイナンバーは、年金や児童手当など生活に必要な社会

保障についての手続きや、税の申告、災害が起こったときの被災者の支援などの事務に利用されます。これらの手続きを行うときは、申請書にマイナンバーを書くこととなります。

個人番号カードを

つくることができます

「通知カード」には「個人番号カード交付申請書」が一緒に入っています。この申請書と顔写真を郵送すると、来年の1月以降に「個人番号カード」が交付されます。

個人番号カードにはマイナンバーのほか、住所、氏名、生年月日などが書かれていて、顔写真もついているので、身分証明書としても利用できます。

マイナンバーは、みなさんの暮らしをもっと便利にしてくれる制度です。これからもさまざまな使い道が期待できます。

問い合わせ

広聴情報課 ☎ 22・9625

住民課 ☎ 22・9645 FAX 22・9643